

やさしい住まいづくり推進事業

【事業内容】

- 要介護（支援）認定されている方等の、住宅改修費の一部を給付します。
介護保険住宅改修をされる世帯が対象となります。介護保険住宅改修の利用相談に併せて、ご相談ください。

●給付額 上限20万円

1世帯の改善費（工事費）の上限は50万円です。そのうち、介護保険住宅改修費限度額20万円に、世帯の要介護（支援）認定されている人数を乗じた額を差し引いた額の2/3の額。（1,000円未満の端数は切り捨て）

例	世帯の要介護(支援) 認定者数	給付額 (改善費上限50万円－限度額20万円×認定数)×2/3
1	1名	20万円
2	2名	6万6千円

【申請等の流れ】

1 申請手続き（*介護保険住宅改修の手続きと同時に行います）

- ①給付申請書
(給付費を業者へ直接支払う受領委任払いを選択することもできます。)
 - ②世帯員全員の課税証明書（4月から6月までの申請の場合は前年度分）
※扶養に入っていることが確認できれば、被扶養者の分は不要です
 - ③固定資産評価証明書（家屋）
※居住する部分のみで可。物置や土地の記載は不要です
 - ④住宅改善の箇所を明らかにした図面
 - ⑤経費の見積書
 - ⑥現況（改善前）の写真
 - ⑦住宅改善カルテ（理由書）の作成
- } 介護保険住宅改修と共通
- *対象者の日常生活動作状況や住宅改善内容等、ケアマネジャーに作成していただき、確認を行います。

※注意事項※

- ・申請書や課税証明書等の書類をご準備いただく前に、ご相談ください。（予算枠等）
- ・ケアマネジャーがアセスメント（利用者の問題の分析から援助活動の決定・評価）のうえ、ケアプランに基づいた改修に対して助成を行います。
- ・決定日以前に着工した工事については、支給できません。

2 給付決定

- ア 給付される場合 給付決定通知書が届きます。
給付決定日、工事内容、給付決定額等
- イ 給付されない場合 却下通知が届きます。

3 着工 給付決定日以降に着工します。

4 工事完了後書類提出

①給付請求書

申請者＝給付決定者に振り込みます。

受領委任払いを選択された場合は、委任を受けた業者へ振り込みます。

*円滑な手続きのため、振込口座は十分に確認願います。

②事業完了報告書

・完了報告書

・住宅改善後の写真（改善前の写真と対比することができる写真）

・住宅改善工事にかかる領収書の写し（要介護（支援）者本人のもの）

【補助対象工事内容】

●対象工事（*高齢者等の居住環境改善のために必要な改修）

居室・台所・浴室・玄関	トイレ	廊下	階段
①ドア改善	①ドア改善	①段差解消	①手すり取り付け
②段差解消	②段差解消	②手すり取り付け	②床改善
③手すり取り付け	③手すり取り付け	③床改善	③その他
④床改善	④床改善	④その他	
⑤その他	⑤洋式便器への取り替え		
	⑥その他		

*基本的に壁・天井の工事は補助対象となりません

●対象外工事

- ・住宅の新築・増築の場合
- ・既に改善に着手又は改善が終了している場合
- ・賃貸住宅
- ・過去に当該事業による補助を受けた世帯
- ・平成14年4月1日以降に新築された住宅

	対象	対象外
工事内容の例	下水道化と同時期に行う和式便器から洋式便器への取替え	下水道化に伴う本管等接続に係る給水管工事
	畳から床などのバリアフリー化による張替え	腐食による床の張替え（床から床の工事）
	ユニットバス（浴槽分のみ）及び設置工事	浴室改修に伴う壁、天井の工事